

ウィッグ・補整具の購入費用を助成します

助成を受けることができる方（以下のすべてに該当する方）

- ◆補整具を購入した日から助成の申請を行う日まで、継続して島田市に住民票がある。
- ◆がんの治療と診断され、その治療を受けている方、又は受けた。
- ◆がんの治療に伴う脱毛又は乳房の外科的治療等により、補整具が必要である。
- ◆過去に島田市や県内外の自治体から医療用補整具購入費用の助成を受けていない。

助成の対象となる医療補整具と助成金額（上限額）

- ◆医療用ウィッグ（全頭用、髪付きの帽子、ネットを含む） 2万円
- ◆乳房補整具（①又は②のいずれか）
 - ①補整下着 2万円
 - ②人工乳房 10万円



※平成31年4月1日以降に購入したものが対象です。

※お一人あたり、医療用ウィッグ及び乳房補整具（①又は②）それぞれ1回限り申請可能です。

申請に必要な書類

- ◆島田市がん患者医療用補整具購入費助成金交付申請書（様式第1号）
- ◆同意書（様式第2号）
- ◆がんの治療に伴い脱毛または乳房の外科的治療等を行ったことを証明する書類（コピー可）
- ◆医療用補整具の購入に係る領収書（コピーした後お返しします。）
- ◆助成金の振込口座が確認できるもの（コピー可）
- ◇必要に応じ委任状（法定代理人の場合は不要）

申請期間

- ◆4月から12月に購入・・・購入日の属する年度内（3月31日まで）に申請してください。
- ◆1月から3月に購入・・・購入日の翌日から90日以内に申請してください。

※申請書類は島田市のホームページからダウンロードするか、健康づくり課までお越しください。

(<http://city.shimada.shizuoka.jp>)

※申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、島田市健康づくり課（保健福祉センター）へご提出ください。

申請窓口及びお問い合わせ先

島田市健康づくり課（保健福祉センターはなみずき）

☎0547-34-3282

✉kenkou@city.shimada.lg.jp